

条例第15条ただし書の運用に関する事例

(視覚障害者誘導ブロック)

1	自動車教習所の例
<p>(内容) 自動車教習所の出入口から受付（案内設備）までの経路のうち1以上を、視覚障害者利用円滑化経路とするための「視覚障害者誘導用ブロック」は、敷設しなくても可とした。</p> <p>(適合とした判断根拠) A施設には、施設の性格上視覚障害者が訪れるケースはほとんどない。 視覚障害者が来所した場合には、A施設では、施設職員の案内により対応することとしている。 このため、当ケースでは、人的対応は十分可能であると判断し、人的対応を条件に適合とした。</p>	
2	社会福祉施設（特別養護老人ホーム）の例（山間部・郊外型）
<p>(内容) 道等から案内設備までの経路のうち1以上を、視覚障害者利用円滑化経路とするための「視覚障害者誘導用ブロック」は、敷設しなくても可とした。</p> <p>(適合とした判断根拠) B施設は山間部にあり、歩道のない急な坂道を視覚障害者が単独で歩行して来所することが困難な場所に位置している。 視覚障害者が来所した場合には、B施設では、施設職員の案内により対応することとしている。 このため、当ケースでは、人的対応は十分可能であると判断し、人的対応を条件に適合とした。</p>	
3	社会福祉施設（特別養護老人ホーム）の例
<p>(内容) 道等から案内設備までの経路に「視覚障害者用誘導ブロック」は敷設しなくても可とした。</p> <p>(適合とした判断根拠) C施設は、市街地近郊にある。C施設では、事務室から敷地内の出入り口が容易に視認でき、敷地出入口付近にインターホンを設置することとしている。 視覚障害者が来所した場合には、C施設では、施設職員の案内により対応することとしている。 このため、当ケースでは、人的対応は十分可能であると判断し、人的対応を条件に適合とした。 (※「事務室から敷地出入口の視認性の確保」「インターホンの設置」のどちらか一方を満たせば、ただし書きの活用は可能である。)</p>	

4	葬祭場の例（郊外型）
<p>(内容) 出入り口から敷地に接する道路までの経路のうち、出入り口を除き、視覚障害者利用円滑化経路とするための「視覚障害者誘導用ブロック」は、敷設しなくても可とした。</p> <p>(適合とした判断根拠) D施設は郊外にあり、来場者は送迎車等を主として利用しているが、施設の性格上利用者が親族や知人等となることが多く、視覚障害者が介添えなしで来場するケースはほとんどない。 視覚障害者が単独で来場した場合には、D施設では、施設職員の案内により対応することとしている。 このため、当ケースでは、人的対応は十分可能であると判断し、人的対応を条件に適合とした。</p>	
5	診療所の例
<p>(内容) 案内設備までの経路に、1以上の視覚障害者利用円滑化経路とするための「視覚障害者誘導用ブロック」は、設置しなくても可とした。</p> <p>(適合とした判断根拠) E施設の利用者は足の不自由な高齢者が多く、「視覚障害者誘導用ブロック」が障害となる場合が少なくない。 E施設では、受付等から出入り口（玄関）が容易に視認でき、かつ、インターホンを設置することとしており、視覚障害者が来院した場合には、施設職員の案内により対応することとしている。 このため、当ケースでは、人的対応は十分可能であると判断し、人的対応を条件に適合とした。 （※「受付等から出入口の視認性の確保」「インターホンの設置」のどちらか一方を満たせば、ただし書きの活用は可能である。）</p>	
6	セレモニーホール（約 200 m ² ）の例
<p>(内容) 案内設備までの経路に「視覚障害者誘導用ブロック」は、設置しなくても可とした。</p> <p>(適合とした判断根拠) F施設の性格上、利用者は親族や知人等となるが、視覚障害者が利用する場合は、親族や知人等が介添えする場合がほとんどである。 F施設では、受付等から出入り口（玄関）が容易に視認でき、視覚障害者が単独で来場した場合には、施設職員の案内により対応することとしている。 このため、当ケースでは、人的対応は十分可能であると判断し、人的対応を条件に適合とした。</p>	

7	グループホーム（延床面積 9 4 1 m ² ）の例
<p>(内容)</p> <p>1 施設への出入り口から受付までの経路のうち 1 以上を視覚障害者利用円滑化経路とするための「視覚障害者誘導用ブロック」は、敷設しなくても可とした。</p> <p>2 施設内の廊下及び階段に設置する「視覚障害者誘導用ブロック」は、敷設しなくても可とした。</p> <p>(適合とした判断根拠)</p> <p>1 対象の施設は、受付等から施設の出入り口（玄関）が容易に視認でき、かつ、インターホンを設置することにより視覚障害者が来所した場合には、施設職員の案内により対応することとしている。 （※「事務室から施設出入口の視認性の確保」「インターホンの設置」のどちらか一方を満たせば、ただし書きの活用は可能である。）</p> <p>2 対象の施設内の廊下・階段に設置する「視覚障害者誘導用ブロック」が、視覚障害者以外の人には、つまづきや転倒の原因なりやすいことから視覚障害者が来所した場合には、施設職員の案内により対応することとしている。 このため、当ケースでは、人的対応は十分可能であると判断し、人的対応を条件に適合とした。</p>	
8	保育園（用途面積：300 m ² 以上）の例
<p>(内容)</p> <p>直接地上へ通ずる出入り口から道に至る 1 以上の通路に、視覚障害者利用円滑化経路とするための「視覚障害者誘導用ブロック」は、敷設しなくても可とした。</p> <p>(適合とした判断根拠)</p> <p>対象の施設の性格上、不審者の進入防止のため敷地出入り口の門は常時閉鎖とし、来園者にはインターホンで対応することとしている。 視覚障害者が単独で来園した場合には、H施設では、施設職員の案内により対応することとしている。 このため、当ケースでは、人的対応は十分可能であると判断し、人的対応を条件に適合とした。</p>	

9	自治会集会場の例
<p>(内容) 自治会集会場の道路から玄関までの経路への「視覚障害者誘導用ブロック」及び階段の段がある部分の上端への「点状ブロック」は、設置しなくても可とした。</p> <p>(適合とした判断根拠) 対象の施設は、施設の性格上、視覚障害者が単独で利用することはない。視覚障害者が来場した場合には、I自治会では、施設利用に当たって他の利用者の介添えにより対応することとしている。 このため、当ケースでは、人的対応は十分可能であると判断し、人的対応を条件に適合とした。</p>	
10	遊技場（パチンコ店 用途面積：500㎡以上）の例
<p>(内容) 建築物の出入り口から案内設備までの経路のうち、1以上を視覚障害者利用円滑化経路とするための「視覚障害者誘導用ブロック」は、敷設しなくても可とした。</p> <p>(適合とした判断根拠) 対象の施設の出入り口は道路に面しており、営業時間中は常時勤務者がいる店舗内から出入り口が容易に視認できる。視覚障害者が単独で来店した場合には、J施設では従業員の案内により対応することとしている。 このため、当ケースでは、人的対応は十分可能であると判断し、人的対応を条件に適合とした。</p>	
11	社会福祉施設（特別養護老人ホーム）の例
<p>(内容) 施設内における階段上部の点状ブロック等について敷設しなくても可とした。</p> <p>(適合とした判断根拠) 施設では高齢者が利用することを鑑み、躓きや雨天時等の滑り転倒の危険性を排除するため、施設職員の介助により対応するものとする。 このため、当ケースでは、人的対応は十分可能であると判断し、人的対応を条件に適合とした。</p>	

12	有料老人ホーム（延べ床面積 950.90m ² ）の例
<p>(内容) 階段又は傾斜路の上端に近接する部分への「視覚障害者用誘導ブロック」は敷設しなくても可とした。</p> <p>(適合とした判断根拠) 施設の性格上、視覚障害者が訪れるケースがほとんどなく、視覚障害者が来所した際は介添え人が誘導するため、点状ブロック等は人的対応にて十分可能であると判断し、人的対応を条件に適合とした。</p>	
13	社会福祉施設（住宅型有料老人ホーム）の例
<p>(内容) 道等から案内設備までの「視覚障害者誘導用ブロック」は敷設しなくても可とした。</p> <p>(適合とした判断根拠) 道路に面してインターホンを設置することにより、視覚障害者が来所した場合には施設職員の案内により対応することとしている。施設の性質上、常時職員はおり、誘導は常時可能であると判断し、人的対応を条件とし、適合とした。</p>	
14	幼稚園の例
<p>(内容) 施設内の廊下及び階段に設置する「視覚障害者誘導用ブロック」は敷設がなくても可とした。</p> <p>(適合とした判断根拠) 対象の施設は、子どものための施設であり、点状ブロックの敷設により子どもがつかずく危険性が生じるため、視覚障害者が来園した場合には職員が対応することとしている。 このため、当ケースでは人的対応は十分可能であり、人的対応を条件に可とした。</p>	

15	公会堂又は集会場（区民館）の例
<p>(内容) 廊下・傾斜路・利用円滑化経路の傾斜路上端に「視覚障害者誘導用ブロック」は、敷設しなくても可とした。</p> <p>(適合とした判断根拠) 施設の利用者が地域住民に限られ、施設の性格上、視覚障害者が単独で利用することはない。視覚障害者が来場した際は、他の使用者が介添えを行うこととしている。 このため、当ケースでは、人的対応は十分可能であると判断し、人的対応を条件に適合とした。</p>	
16	物品販売業を営む店舗（自動車ショールーム）の例
<p>(内容) 道等から案内設備までの「視覚障害者誘導用ブロック」は敷設しなくても可とした。</p> <p>(適合とした判断根拠) 施設の性格上視覚障害者が単独で訪れるケースはほとんどない。 また、受付から敷地内の出入り口が容易に視認でき、視覚障害者が来所した場合には、施設職員の案内により対応することとしている。 このため、当ケースでは、人的対応は十分可能であると判断し、人的対応を条件に適合とした。</p>	
17	歯科医院の例
<p>(内容) 案内設備までの経路内において視覚障害者用・点状ブロックについて高齢者の利用者が多く、ブロックが躓き等の障害となる恐れが高いため設置しなくても可とした。</p> <p>(適合とした判断根拠) 施設の性格上視覚障害者が単独で訪れるケースはほとんどない。 また、受付から敷地内の出入り口が容易に視認でき、視覚障害者が来所した場合には、施設職員の案内により対応することとしている。 このため、当ケースでは、人的対応は十分可能であると判断し、人的対応を条件に適合とした。</p>	

18	齋場・火葬場の例
<p>(内容) 敷地に接する道路から屋内の案内設備までの、視覚障害者利用円滑化経路の「視覚障害者誘導用ブロック」は、敷設しなくても可とした。</p> <p>(適合とした判断根拠) 齋場・火葬場という用途上、来場者は、基本的に葬祭業者が運行するバスを利用しており、視覚障害者が介添え無しの単独で来場するケースは、ほとんどない。仮に視覚障害者が単独で来場した場合には、施設職員の案内で対応することとしている。 このため、当ケースでは、人的対応は十分可能であると判断し、人的対応を条件に適合とした。</p>	
19	集会所の例
<p>(内容) 集会所の道路から玄関までの経路への「視覚障害者誘導用ブロック」及び階段の段がある部分の上端への「点状ブロック」は、一部設置しなくても可とした。</p> <p>(適合とした判断根拠) 対象の施設は、地域住民の利用が中心であり、施設の性格上、視覚障害者が単独で利用することはない。視覚障害者が来場する場合には、事前の利用案内や施設利用に当たって他の利用者の介添えにより対応することとしている。 このため、当ケースでは、人的対応は十分可能であると判断し、人的対応を条件に適合とした。</p>	
20	娯楽施設（観覧場）の例
<p>(内容) 道等から案内設備までの経路に「視覚障害者誘導用ブロック」は敷設しなくても可とした。</p> <p>(適合とした判断根拠) 本施設は山間部にあり、歩道のない急な坂道を視覚障害者等が徒歩で行き来することが考えにくい場所に位置している。 本施設では車寄せに警備員を常駐させることで、視覚障害者等の補助が必要な方が車寄せに来所した場合には、警備員による案内への誘導若しくは警備員が受付へ連絡する対応をすることとしている。 (本施設では、利用円滑化経路を構成する敷地内の通路が地域の特殊性により通路の基準を満たせないことから「道等」を「当該建築物の車寄せ」と置き換えている。)</p> <p>このため、当ケースでは、人的対応は十分可能であると判断し、人的対応を条件に適合とした。</p>	

21	給食センター（工場）の例
<p>(内容)</p> <p>道等から案内設備までの経路に「視覚障害者誘導用ブロック」は敷設しなくても可とした。</p> <p>(適合とした判断根拠)</p> <p>施設の性格上、不特定多数の者の利用として小中学校の児童生徒の施設見学を想定しており、見学時は玄関までバス等に乗車して来所する予定。</p> <p>そのため、視覚障害者が単独かつ徒歩で訪れるケースはほとんどなく、来所の際には付き添いの教職員等に対応することとしている。</p> <p>このため、当ケースでは、人的対応は十分可能であると判断し、人的対応を条件に適合とした。</p>	

(利用円滑化経路内の段)

1	町営温泉会館の例
<p>(内容) 町営温泉会館の不特定多数の者が利用する室(廊下との高低差40~50cmの畳敷きの室)の出入り口の構造について、車いす使用者が通過する際支障となる段の敷設を可とした。</p> <p>(適合とした判断根拠) 対象の施設に車いす使用者が単独で来館し、当該室を使用する場合は、施設職員の介添えにより車いすからの移行等を行うこととしている。 このため、当ケースでは、人的対応は十分可能であると判断し、人的対応を条件に適合とした。</p>	
2	地区集会場の例(玄関の上りかまち)
<p>(内容) 地区集会場において、利用円滑化経路内の玄関に上りかまちがあり段差が発生するが、スロープを設置しなくても可とした。</p> <p>(適合とした判断根拠) 対象の施設の性格上、障害者・高齢者等が単独で利用することはない。L施設には可動スロープが設けられ、障害者・高齢者等が利用する場合には、他の利用者の介添えにより対応することとしている。 このため、当ケースでは、人的対応は十分可能であると判断し、人的対応を条件に適合とした。</p>	
3	地区集会場の例(敷地内通路)
<p>(内容) 道等から当該建築物の出入口までの敷地内通路に段差があるが、利用円滑化経路とするための傾斜路を設置しなくても可とした。</p> <p>(適合とした判断根拠) 対象の施設の性格上、障害者・高齢者等が単独で利用することはない。M施設では障害者・高齢者等が当施設を利用する場合には、他の利用者の介添えにより対応することとしている。 このため、当ケースでは、人的対応は十分可能であると判断し、人的対応を条件に適合とした。</p>	

4	診療所の例（敷地内の高低差が大きい）
<p>（内容） 道から当該建築物の出入口までの敷地内通路に段差があるが、利用円滑化経路とするための傾斜路を設置しなくても可とした。</p> <p>（適合とした判断根拠） 対象の施設は、道路から建築物までの通路の高低差が大きく、高齢者や障害者が単独で歩行して来所することが困難な場所に位置しており、車での来所が基本となっている。このため、当ケースでは、車いす利用者用駐車場からの経路のみを整備することで適合とした。</p>	
5	自治会集会場の例
<p>（内容） 自治会集会場において、利用円滑化経路内の敷地内通路及び玄関に段差が発生するが、スロープを設置しなくても可とした。</p> <p>（適合とした判断根拠） 対象施設の性格上、障害者・高齢者等が単独で利用することはない。当施設において障害者・高齢者等が利用する場合は、他の利用者の介添えにより対応することとしている。このため、当ケースでは、人的対応は十分可能であると判断し、人的対応を条件に適合とした。</p>	

(利用円滑化経路内の出入り口)

1	銀行の例
<p>(内容) 多目的トイレに至る経路に車いす使用者が容易に開閉出来ない開き戸があるが、可とした。</p> <p>(適合とした判断根拠) 対象の施設のセキュリティ上、利用者が単独で出入り出来ない場所に多目的トイレが設置されており、利用するときは必ず行員が同行することから、人的対応が可能であると判断し、人的対応を条件に適合とした。</p>	
2	集会場（葬祭場）の例
<p>(内容) 利用居室に至る経路に車いす使用者が容易に開閉出来ない開き戸があるが、可とした。</p> <p>(適合とした判断根拠) 対象の施設が家族葬を主とする葬祭場のため、車椅子利用者が単独で利用することはなく、同行者や常駐しているスタッフの介助が可能であると判断し、人的対応を条件に適合とした。</p>	

(車いす使用者用駐車場・便房・注意喚起用床材等)

1	社会福祉施設（知的障害者更生施設）の例（車いす使用者用駐車施設）
<p>(内容) それぞれの棟に「車いす使用者用駐車施設」を1以上設置しなくても可とした。</p> <p>(適合とした判断根拠) 対象の施設は広大な敷地の中にあり、複数の棟から成り立っている。来訪者は、初めに当該施設を管理する事務所・管理棟を訪れる。 対象の施設では、各棟への移動については施設職員の案内により対応することとしている。 このため、当ケースでは、当該施設の棟全てに「車いす使用者用駐車施設」を設置するまでもなく、事務所・管理棟の駐車場に1以上設置すれば、人的対応は十分可能であると判断し、人的対応を条件に適合とした。</p>	
2	道の駅の例（車いす使用者用便房）
<p>(内容) 道の駅の施設内及び敷地内に便所設備はないが、隣地に設置する公衆用便所（車いす使用者用便房併設）の利用を可とした。</p> <p>(適合とした判断根拠) 対象の施設は市が、公衆用便所は国が管理しているが、利用形態は一体である。当該施設を利用する車いす使用者の公衆用便所への移動は、施設職員の案内により対応することとしている。 このため、当ケースでは、人的対応は十分可能であると判断し、人的対応を条件に適合とした。</p>	
3	小規模な公民館の例（視覚障害者用注意喚起用床材）
<p>(内容) 1 廊下、傾斜路、利用円滑化経路及び玄関の傾斜路上端の注意喚起用床材について、整備しなくても可とした。 2 案内設備までの経路について、整備しなくても可とした。</p> <p>(適合とした判断根拠) 対象の施設は、1及び2ともに利用者が地域住民に限られ、施設の性格上視覚障害者が単独で利用することはない。P施設では、視覚障害者が来場した場合には、他の利用者の介添えにより対応することとしている。 このため、当ケースでは、人的対応は十分可能であると判断し、人的対応を条件に適合とした。</p>	

4	社会福祉施設（特別養護老人ホーム）の例
<p>(内容) 「車いす使用者用駐車施設」を1以上設置しなくても可とした。</p> <p>(適合とした判断根拠) 対象の施設では、来館者は原則として先に本館へ赴き、受付の後、施設職員の案内で来館することとなっている。 このため、車いす使用者用駐車施設を使用するものが単独で来館することはほぼなく、あったとしても事前に把握することができる。 利用者がある場合も、施設職員案内のもと、駐車スペース2台分を使用、あるいは車寄せ部分を使用するとのことで、人的対応は十分可能であると判断し、人的対応を条件に適合とした。</p>	
5	社会福祉施設（障害者支援施設）の例（車いす使用者用便房）
<p>(内容) 車いす使用者用便房の構造において、十分な空間を確保しなくても可とした。また、車いす使用者用便房の設置標識の掲示がなくても可とした。</p> <p>(適合とした判断根拠) 対象の施設の利用者は不特定多数ではなく、決まった利用者のみであり、全員が車いす利用者のため便房利用時には必ず介助員が付き添うこととしている。 不特定多数の利用がなく、車いす利用者の単独利用もないことから、人的対応は十分可能であると判断し、人的対応を条件に適合とした。</p>	
6	社会福祉施設（老人ホーム）の例（車いす使用者用便房）
<p>(内容) 「車椅子使用者用便房の構造」で十分な空間の確保がなくても可とした。</p> <p>(適合とした判断根拠) 入居者など利用者の特定が可能で、職員による介添えのもと利用することとしている。 人的対応は十分可能であると判断し、人的対応を条件に適合とした。</p>	

7	家族葬ホール（約 130 m ² ）の例（車いす使用者用便房）
<p>(内容)</p> <p>「車椅子使用者用便房の構造」で十分な空間の確保がなくても可とした。</p> <p>(適合とした判断根拠)</p> <p>利用者は親族や知人等となり、車椅子使用者が利用する場合は、親族や知人等が介添えする場合がほとんどである。</p> <p>人的対応は十分可能であると判断し、人的対応を条件に適合とした。</p>	